

鳥取市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月7日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第57号

鳥取市財産規則の一部を改正する規則

鳥取市財産規則（昭和39年鳥取市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第33条中「受けようとするときは」の次に「、別に定める場合を除き」を加える。

第34条の2中「物品を取得（」の次に「第33条に規定する別に定める場合を除き、」を加える。

第40条中「ついては、」を「ついては、」に改める。

第43条中「減額譲渡しようとするときは」の次に「、第33条に規定する別に定める場合を除き」を加える。

第49条中「第243条の2」を「第243条の2の8」に改める。

第64条第7項中「第364条第1項」を「第364条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。